

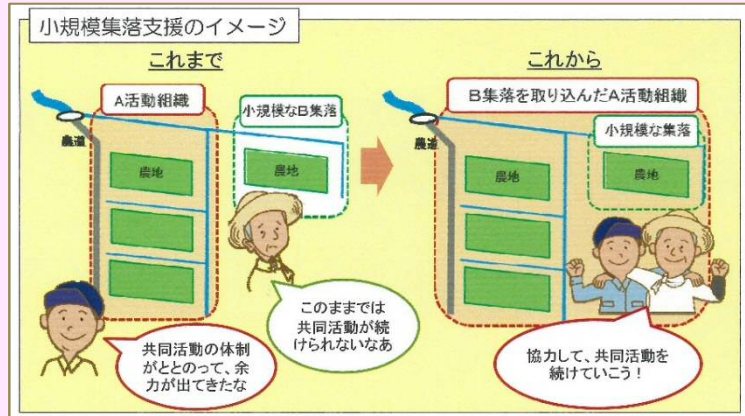
平成30年度制度改革、 認定終了時の留意事項について

----- MEMO -----

平成30年度多面的機能支払交付金制度の改正等点

加算措置 小規模集落支援(平成30年度拡充)

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保安全管理を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に対して、農地維持支払の単価が加算されます。
(加算額に上限があります。また、既存活動組織の農用地面積には加算されません。)



【農地維持支払の加算単価】

単位:円/10a

	都府県
田	1,000
畑	600
草地	80

【加算措置適用期間】

小規模集落支援の適用開始年度から、既存活動組織の活動期間の終了年度まで。

【加算額の上限】

1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織あたりの合計加算上限額は40万円となります。

※既存活動組織＝多面的機能支払の活動を実施している活動組織及び広域活動組織

※小規模集落＝総農家戸数が10戸以下、かつ、これまで、多面的機能支払(農地・水環境保全対策)に取り組まれたことのない集落

広域活動組織の設立要件の一部緩和

中山間地域等条件が不利な地域において、広域化による体制強化を図りやすくするため、広域活動組織の設立要件が緩和されます。

これまで:農用地面積100ha以上 これから:農用地面積50ha以上又は3集落以上

※中山間地域等条件が不利な地域＝「5法指定地域」、農業地域区分が「中間農業地域」または「山間農業地域」のいずれかに該当

※広域組織の設立年度に限り、主として設立にかかる費用として40万円の交付金を受けることができます。

※上記についての詳細は、市町村、協議会へお問い合わせください。

様式の変更(平成30年度の様式変更は活動計画書のみ)

(2)施設の長寿命化のための活動

活動区分	活動内容	延べ数量	年度計画				
			H〇年度	H〇年度	H〇年度	H〇年度	H〇年度
<input type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	〇〇〇〇						

(注) 必要に応じて欄を追加する。延べ数量の単位は、「km」又は「箇所」を記入する。

直営施工の有無 有 無

外部発注工事の有無 有 無

認定期間終了組織についての留意事項

【平成30年度 認定終了組織】

○要件

- 『地域資源管理構想』を平成31年3月31日までに市町村へ提出・・・農地維持の取組み組織の要件
- 『事務・組織運営等の研修』を認定期間内に1回以上受講・・・農地維持の取組み組織の要件
- 『機能診断・補修技術等の研修』を認定期間内に1回以上受講・・・資源向上(共同)の取組み組織の要件

(別添)

○○○○地域資源保全管理構想
(〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田	a
畑	a
草地	a

(2) 水路、農道、ため池

水路	km	(開水路	km	パイプライン	km)
農道	km				
ため池	箇所				

(3) その他施設等

鳥獣害防止施設	箇所
防風林	箇所
防風ネット	箇所
その他	箇所

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設
保全管理する「農用地」「水路等施設」「防護柵等施設」の数量をそれぞれ記載してください。
※「ため池」など保全管理する施設がない場合は、削除または数量を「-」等で表示してください。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動
農用地等施設の保全管理する「回数」「実施時期」を記載してください。
※「ため池」など保全管理する施設がない場合は、削除または斜線を引いてください。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握	毎年	回	(月)
・遊休農地発生防止のための保全活動	毎年	回	(月)
・畦畔・農用地法面の草刈	毎年	回	(月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・異常気象後の応急処置	見回り後、必要に応じて実施時期を決定			

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路

・水路の草刈	毎年	回	(月)
・水路の泥上げ	毎年	回	(月)
・施設の適正管理(かんがい期前の注油等)	毎年	回	(月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・異常気象後の応急処置	見回り後、必要に応じて実施時期を決定			

2) 農道

・路肩、法面の草刈	毎年	回	(月)
・側溝の泥上げ	毎年	回	(月)
・施設の適正管理(農道の路面維持等)	点検の結果に応じて実施時期を決定			
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・異常気象後の応急処置	見回り後、必要に応じて実施時期を決定			

3) ため池

・ため池の草刈	毎年	回	(月)
・ため池の泥上げ	点検の結果に応じて実施時期を決定			
・施設の適正管理(かんがい期前の清掃等)	点検の結果に応じて実施時期を決定			
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・異常気象後の応急処置	見回り後、必要に応じて実施時期を決定			

(3) その他施設について行う活動

・鳥獣害防護柵の適正管理	毎年	回	(月)
・防風林の枝払い	毎年	回	(月)
・防風ネットの適正管理	毎年	回	(月)
・その他	毎年	回	(月)

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は別紙のとおりとする。
- ・意思決定は総会(運営委員会)により行う。

(2) 構成員の役割分担

活動項目	農業者(担い手)	農業者(担い手以外)	土地持ち非農家	地域住民	その他
① 農用地について行う活動					
・遊休農地等の発生状況の把握					
・遊休農地発生防止のための保全活動					
・畦畔・農用地法面の草刈					
・異常気象時の見回り					
・異常気象後の応急処置					
② 水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈					
・水路の泥上げ					
・施設の適正管理(かんがい期前の注油等)					
・異常気象時の見回り					
・異常気象後の応急処置					
2) 農道					
・路肩、法面の草刈					
・側溝の泥上げ					
・施設の適正管理(農道の路面維持等)					
・異常気象時の見回り					
・異常気象後の応急処置					
3) ため池					
・ため池の草刈					
・ため池の泥上げ					
・施設の適正管理(かんがい期前の清掃等)					
・異常気象時の見回り					
・異常気象後の応急処置					
③ その他施設について行う活動					
・鳥獣害防護柵の適正管理					
・防風林の枝払い					
・防風ネットの適正管理					
・その他					

※役割分担の表は該当する主体にそれぞれに「■」または「レ」点を入力してください。
(一つの活動に主体を2つ以上としても可也)

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

【現状】

【現状: 記載例】

- ・平成〇〇年における認定農業者数は、家族経営〇〇経営体、法人経営〇〇経営体、認定農業者への農業継続意向調査によると、「経営の継続が困難」と考えている農業者が〇名あり、このままでは〇年後には〇〇経営体となることが見込まれる。

【目標】

【目標: 記載例】

- ・〇〇の施策の活用や〇〇の取組により認定農業者、新規就農者の育成・確保に努めることとし、〇〇年度において〇〇経営体(うち法人〇〇経営体)とすることを目標とする。
- ・法人化を進め、平成〇〇年までに新たに〇〇法人の設立を目指す。
- ・〇〇集落では、平成〇〇年までに、集落の全ての農家が参画した集落営農の組織化により〇〇作業の共同化を目指す。

(2) 農地の利用集積

【現状】

【現状: 記載例】

- ・担い手への農地集積率が〇割と低値にとどまっている。
- ・担い手への農地集積率は〇割であるが、農地が分散している状況。

【目標】

【目標: 記載例】

- ・農地中間管理機構と市、IAが連携して話し合いを進め、地域内の分散地塊は農地について面的集積を図りつつ担い手に集積することとし、平成〇〇年における担い手集積率〇%を目指す。
- ・併せて〇〇事業を活用した農地の畦畔除去による大区画化を図ることにより、担い手農家への農地集積と経営規模拡大に対応。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

【今後の課題】

【今後の課題: 記載例】

- ・過疎化や高齢化に伴う農家戸数の減少により、共同活動の前提としていた施設の維持管理が困難となっている。
- ・集落内には小規模農家、兼業農家が多い。
- ・構成員の高齢化、非農業者の増加により、農地法面の草刈や水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっている。
- ・離農や後継者不足による耕作面積の縮小により、耕作放棄地の発生・拡大が懸念される。
- ・作業準備事業の完了から〇〇年が経過し、水路等の施設の老朽化が顕著となっている。
- ・集落機能の低下とともに、農村の自然環境に関する意識が薄れており、豊かな生態系が失われることが危惧される。

【目指すべき姿】

【今後の課題: 記載例】

- ・地域住民を巻き込んだ施設の維持管理体制を構築するため、地域住民とのコミュニケーションを深める必要がある。
- ・隣接する〇〇集落の大規模法人に集積して地域の農業、農地を維持するとともに、地域内の農業者と地域外の担い手の適切な役割分担に基づき地域資源を保全管理する必要がある。
- ・少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。
- ・耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を強化する必要がある。
- ・施設の長寿命化に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ・地域の自然環境を保全するため、〇〇等と連携した〇〇活動を行う必要がある。

【取組むべき活動等】

【取組むべき活動等: 記載例】

- ・3の(2)の役割分担に基づき地域資源の保全管理を図る。
- ・地域資源の保全管理体制の強化に向け活動組織の広域化を進める(NPO法人化を図るとともに、これに併せて〇〇活動の担い手として〇〇団体の参画を得ることとする。
- ・農地を保全するための農地周辺部における活動として新たに〇〇の取組に取り組みすることとする。
- ・遊休農地を活用し〇〇を栽培することで、農地の保全を図るとともに、観光資源や地域特産品として活用する。
- ・年に〇回、町の広報誌に保全活動の紹介記事を掲載し、地域を守る取組の魅力を情報発信する。
- ・地域の支那の保全に資する〇〇活動について、〇〇を活用して積極的に取組むことにより、地域住民の参画を促す。
- ・種数活動や清掃活動を通して、地域の景観を良好に保つとともに、「自分たちの地域は自分が守る」という意識を地域住民に醸成し、これまで活動に参加していなかった方に水路や農道等の施設の保全活動への参加を促す。
- ・学校教育と連携し、子供たちに農業用施設の役割や保全管理の重要性について学び理解を深めてもらう。
- ・保全管理の省力化に向け、草刈作業については〇〇農業法人が所有するモアを用いて実施する。

○実績報告書と活動計画書の整合性

・長寿命化の完成数量の処理

活動期間内に実施した全ての活動内容(項目)の『進捗率』を「100%」とする。…延べ数量と活動期間内に完成した数量を同じとする。



活動計画書の『うち、施設の長寿命化の対象施設』には、活動期間内に完成した数量を施設毎に集計し計上した変更届けが必要。併せて、位置図も活動期間内に実施した箇所に活動内容と数量、実施年度を記載した旗揚げに変更。

②施設の長寿命化のための活動 ○平成30年度 実施状況報告書

計画 ※活動計画書より転記		実績		計画の進捗		
活動区分	活動内容	延べ数量 [A]	暫定数量	完成数量	累積完成数量 [B]	進捗率 [B]/[A](%)
更新等	未舗装農道を舗装(コンクリート)	0.190 Km	Km	0.050 Km	0.190 Km	100%
補修	水路の破損部分の補修	0.030 Km	Km	Km	0.030 Km	100%

(注1)「計画」欄: 活動計画書より転記する。活動区分は「補修」若しくは「更新等」から選択する。
 (注2)「暫定数量」欄: 調査・設計や資材購入のみを実施した分の数量を記入する。
 「完成数量」欄: 施工が完了した分の数量を記入する。
 (注3)「累積完成数量」欄: 活動計画に位置付けた延べ数量のうち、これまでの完成数量(当該年度分を含む)を記入する。
 (注4)各「数量」欄: 単位は「Km」又は「箇所」を記入する。

いずれかをチェック
 有 無 (注) 施設の長寿命化のための活動における直営施工の有無をチェックする。

毎年度、長寿命化の活動を実施し、活動計画書と一致しない場合は、実績に合わせて活動計画書を変更することになっています。

上記の作業を継続すると、最終年度は残数量がない処理となります。

(残数量がない=計画通りに長寿命化の活動が終了=長寿命化の交付金を持越す理由がない)

↓
 平成30年度までに完了した長寿命化の累積完成数量(b)と延べ数量(b)を同数量にすると進捗率(a)は「100%」となります。

↓
 実施状況報告書の延べ数量(b)は活動計画書より転記であることから、活動計画書を変更する必要があります。

○平成30年度 最終活動計画書(変更届け)

2. 保全管理する区域内の農用地、施設

農業用施設	水路		農道	ため池	(農用地にかか る施設)
	開水路	パイプライン			
うち、施設の長寿命化の対象施設	9.2 km	km	14.8 km	2 箇所	
	0.030 km	km	0.190 km	0 箇所	

活動計画書の延べ数量(bb)を施設毎に集計し、『うち、施設の長寿命化の対象施設』(c)へ計上します。

(2)施設の長寿命化のための活動

活動区分	活動内容	延べ数量	年度計画				
			H 26年度	H 27年度	H 28年度	H 29年度	H 30年度
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	未舗装農道を舗装(コンクリート)	0.190 km	30	30	50	30	50
<input checked="" type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	水路の破損部分の補修	0.030 km	10	10		10	

(注) 必要に応じて欄を追加する。延べ数量の単位は、「km」又は「箇所」を記入する。

直営施工の有無 有 無 外部発注工事の有無 有 無

○平成29年度 最終活動計画書

(2)施設の長寿命化のための活動

活動区分	活動内容	延べ数量	年度計画				
			H 26年度	H 27年度	H 28年度	H 29年度	H 30年度
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	未舗装農道を舗装(コンクリート)	0.200 km	30	30	50	30	
<input checked="" type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	水路の破損部分の補修	0.100 km	10	10		10	

(注) 必要に応じて欄を追加する。延べ数量の単位は、「km」又は「箇所」を記入する。

直営施工の有無 有 無

【平成29年度の最終活動計画書と平成30年度の実施状況報告書との整合性の確認点】

- ・平成30年度までに実施した活動内容を全て記載
- ・平成30年度までに実施できなかった活動内容を削除
- ・述べ数量
- ・年度計画の実施年度
- ・位置図の旗揚げの位置と実施内容

	【平成30年度で終了する組織】	【平成31年度以降継続する組織】
農地維持、共同の交付金の年度末処理	交付金を使い切りで終了	地域の合意があり、これまでの実績から、次年度に交付金を交付されるまでに必要な額のみ持越が可能です。 その際の持越理由は「来年度の春作業に充当する」となります。
長寿命化の交付金の年度末処理	※利息ありの口座の場合は、3月までに解約し、当該の利息も含めて使い切りで終了してください。	交付金を使い切りで終了 ※地元負担を入れて「0円」とする場合は、事前に経理の一本化を検討してください。
面積変更	面積変更が生じた場合は、9月までに変更手続きが必要です。	
	※10月以降から年度内に面積減の変更が生じた場合は、自主財源で返還となります。	※10月以降から年度内に面積減の変更が生じた場合は、次年度に返還となります。(相殺交付ができない場合、交付金からの捻出は不可)
活動等の見直し(再認定)	平成31年度以降について、近隣の組織と広域化を図るなど、本事業を活用した農地・水路等施設の保全管理を検討してください。	再認定の際は、保全する農地等施設の数量や活動を見直し、新たに活動計画書等を作成し、6月までに市町村へ事業計画の提出が必要です。 ※保全管理する農地の見直しの際に、保全管理から外す農地が発生しても、遡りの返還は生じません。 ※長寿命化を継続または追加される際は、直営施工の有無により、単価が相違します。(広域組織は該当しません)

経理の一本化について

・長寿命化の活動を若干多くし交付金を「0円」で終わる場合、または長寿命化の交付金だけでは活動ができない場合は経理区分の一本化を検討してください。

例：維持・共同＝100万円　長寿命化＝50万円（H29年度からの持越含む）

平成30年度の長寿命化の活動予算＝55万円の場合

経理を一本化しない場合は5万円を地元負担（他会計または個人から負担）

経理を一本化した場合は5万円を維持・共同の交付から活用（地元負担を回避）

※維持・共同の交付金を長寿命化へ活用する場合は、事前に市町村の担当者へご相談ください。

※経理区分を一本化せずに維持・共同の交付金を長寿命化へ活用する手法もあります。

【経理を一本化した場合の留意事項】

規約の変更・・・あり
(活動前に総会にて変更が必要)

活動計画書の変更・・・変更の届出
(規約と併せて市町村へ提出)

活動記録・・・従来通り様式

金銭出納簿・・・経理区分を一本化した場合の
様式を使用

実施状況報告書・・・従来通りの様式で経理を
一本化した場合の欄へ記載

通帳・・・従来通り2つの通帳で管理

平成29年度からの農地維持・共同の持越額
・・・平成30年度以降の長寿命化への活用は不可

島根環境保全会 規約

平成26年4月1日制定

平成30年8月1日改定

経理区分を区別しない旨の変更

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の収支決算に関すること。



- 三 維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
- 二 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金



活動計画書

(2) 施設の長寿命化のための活動

延べ数量や活動内容の追加等があればその旨を記載

活動区分	活動内容	延べ数量	年度計画				
			H 26年度	H 27年度	H 28年度	H 29年度	H 30年度
■ 補修 □更新等	水路の老朽化部分の補修	0.300km	50	50	50	50	

※ 平成30年度以降は経理を一本化する

定型文を記載

直営施工の有無	■有 □無	外部発注工事の有無	■有 □無
---------	-------	-----------	-------